

国際大会へ派遣するジャッジ等の選考に関する基準

公益財団法人日本セーリング連盟 ルール委員会

セーリング競技国際大会に派遣するジャッジ等を選考する場合に、公益財団法人日本セーリング連盟(以下「連盟」という)のルール委員会(以下「ルール委員会」という)が、候補者を選考するための手順と、選考の基準(以下「本基準」という)を、下記のとおり定める。

記

1. 対象

(1) 対象大会

本基準では、以下すべての条件を満たす大会を対象とする。

- ① 日本国内で開催。
- ② インターナショナル・ジュリーを構成。
- ③ 主催団体より、対象要員を派遣または選考するよう、ルール委員会に要請があつた。

(2) 対象職務

- ① インターナショナル・ジュリー・メンバー(以下「I/J メンバー」という)。
- ② ジュリー・セクレタリー(以下「セクレタリー」という)。

2. 募集方法と応募資格

(1) 募集方法

- (a) 募集のことを、遅くとも大会開始の3か月前に、ルール委員会ウェブサイトに公示する。
- (b) 公示には以下の事項が記載される。
 - ① 大会名、開催地、期間。
 - ② 募集対象職務および職務ごとの募集人数。
 - ③ 応募資格。
 - ④ その他応募条件(期間中の全日程参加可能、英会話能力、実務経験等)。
 - ⑤ 旅費や宿泊費等の支給の有無(募集時点で決定されていない場合には、後日連絡と記載すること)。
 - ⑥ 応募締切日。
 - ⑦ 応募先および問合せ先。
 - ⑧ 選考基準(「本基準参照」とする場合もある)。

(2) 応募資格

- ① I/J メンバー
 - ・ 応募時点でインターナショナル・ジャッジ(IJ)または NJ 資格を有し、かつ NJ の場合はインターナショナル・ジャッジ取得を目指す意思を持つ者。
 - ・ ただし大会により、IJ または NJ のいずれか一方に限る場合がある。
- ② セクレタリー
 - ・ 応募時点で NJ 資格を有しているか、または国内大会でセクレタリー実務経験があること。
 - ・ 英語でコミュニケーションができること。

3. 応募方法

- (1) 応募しようとする者は、当該大会の募集公示に添付された申し込みフォームに必要事項を記入し、締め切り日までに、ルール委員会が設けた特設アドレス宛、メールにて送ることにより、応募しなければならない
- (2) 応募者は、下記「選考基準」を満たしていることの証として、自らが選んだ推薦人の意見を添付することができる(任意)。
- (3) 「推薦人」は、応募者がジャッジとして参加した大会のプロテスト委員長がなることができる。
- (4) 募集締め切り後、ルール委員会から送付される「ヒアリング・シート」に記入し、そこに記載の期限までに返送しなければならない。

4. 選考基準

(1) I/J メンバー

- ① 応募資格を満たすこと。
- ② 参加した各大会において、連盟ジャッジにふさわしい行動と態度を示していること。
- ③ 対象大会の艇種と、応募者のその艇種でのジャッジ経験。
- ④ ジャッジとしての主要大会参加実績。
- ⑤ ヒアリング・シートへの回答の評価。

(2) セクレタリー

- ① 応募資格を満たすこと。
- ② 大会でのセクレタリー 実務経験
- ③ 英語力
- ④ 参加可能期間

5. 本基準の制定改廃は、ルール委員会の決議による。

改定履歴

1. 本基準の細目については、必要が認められた場合には、別途作業部会が定める。
2. 本基準は、2017年 4月 10日から施行する。
3. 本基準は、2025年12月21日に改定し、施行する。

以上

【付属書】

国際大会派遣ジャッジ等選考作業部会 運営細則

(1) 選考のための組織

- ① ルール委員会が、セーリング競技国際大会へ派遣するジャッジの募集の公示を行う場合、ルール委員長は、公示の掲示後速やかに作業部会(WG)を設置し、ルール委員の中からそのメンバーを指名する。
- ② この作業部会を「国際大会派遣ジャッジ等選考作業部会(以下、選考WG)」と称し、派遣ジャッジ等の選考は、このWGにおいて執り行う。

(2) 選考WGの職務と委員構成

① 職務

WGの職務は以下とする。

- (ア) 募集職務と人数の決定(主催団体に通じるコーディネーターがいる場合、その確認を含む)
- (イ) 募集要項の作成と公示、および応募者集計
- (ウ) 選考(「ヒアリング・シート」の作成と応募者への配布・回収・審査)
- (エ) 応募者への連絡と公示

② 選考WGの構成

WGは以下のメンバーで構成される。

- (ア) 部会長：ルール委員会 IJ/IU育成小委員長が兼任する。
- (イ) 委員：IJ 資格保有者、ルール委員会ジャッジ小委員長、その他ルール委員長が指名した者。
- (ウ) 事務局：ルール委員会事務局。

(3) 選考

- ① 応募締め切り後、選考WGは本基準に基づき選考を行った後、選考結果をルール委員長に報告しなければならない。
- ② WGメンバー自身が応募者である場合、または応募者と顕著な利益相反がある場合、その者は選考に参加することはできない。
- ③ ルール委員長の承認をもって決定としなければならない。

以上